

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第1回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	令和4年1月24日（月） 15時00分から 16時30分まで
開 催 場 所	総合福祉会館 ラポールひらかた 3階 研修室1
出 席 者	委 員：小野委員、北村委員、佐古委員、清水委員、下村委員、 谷田委員、坪井委員、中嶋委員、山野委員、綿谷委員
欠 席 者	委 員：若本委員
案 件 名	【審議案件】 議案第1号 会長及び副会長の選出について 議案第2号 屋外広告物の安全点検に関する事項の見直しについて 議案第3号 屋外広告物の特定区域に関する事項の見直しについて 【報告案件】 報告第1号 枚方市における景観に関する取り組みについて
提出された資料等の 名 称	議事次第 資料1-1 枚方市景観条例（抜粋） 資料1-2 枚方市附属機関条例（抜粋） 資料1-3 枚方市景観審議会委員名簿 資料2 屋外広告物の安全点検に関する事項の見直しについて 資料3 屋外広告物の特定区域に関する事項の見直しについて 資料4 枚方市における景観に関する取り組みについて
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	都市整備部 住宅まちづくり課

審 議 内 容

〈 開 会 〉

塚本住宅まちづくり課長

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今より令和3年度第1回 枚方市 景観審議会を開会いたします。

私は、本審議会の事務局を担当させていただいております都市整備部住宅まちづくり課の塚本でございます。

本日は、委員の皆様方には何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染が続く状況ではございますが、「屋外広告物の安全点検に関する事項」など重要な事項についてご意見をいただくため、開催させていただきました。また、感染急拡大に伴い、オンラインでの開催も検討いたしました。が、設備の関係により、対面形式での開催としております。

本会におきましては、間隔を空けた座席配置としているほか、室内の換気などの感染防止対策を実施しております。また、審議中におきましてはマスクの着用にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、令和3年11月に委員改選があったことから、「会長及び副会長の選出」の審議をはじめとした3件の審議、及び1件の報告を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長が選出されます議案第1号までは、私の方で議事の進行をさせていただきます。また、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、事務局から委員の皆様の出席状況の報告をお願いします。

事 務 局

それでは事務局よりご説明させていただきます。座って、ご報告させていただきます。

まず始めに、委員の出席状況をご報告させていただきます。

本会の委員総数は11名でございますが、本日は、10名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例 第5条の規定に基づく、委員総数の過半数に達しております。したがって、本会が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

塚本住宅まちづくり課長

それでは、本審議会の公開と傍聴についてお諮りいたします。

本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、原則公開としております。

本日の議案を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんか。

全 委 員 (異 議 な し)

塚本住宅まちづくり課長 それでは、本日の審議会は公開とします。  
本日、傍聴人はおられますか。

事 務 局 本日傍聴を希望される方はおられません。

塚本住宅まちづくり課長 はい。ありがとうございます。  
それでは、続きまして、今回、委員の改選がございましたので、委員の皆様のご紹介と本市の職員を紹介させていただきます。  
恐れ入りますが、五十音順にお名前を読み上げますので、読み上げられた委員は一言お願いいたします。  
小野委員でございます。

小 野 委 員 小野ですよろしく願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 北村委員でございます。

北 村 委 員 大阪府建築士事務所協会に属しております、第三支部でございます。  
北村といいます。よろしく願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 佐古委員でございます。

佐 古 委 員 関西外大、佐古でございます。考古学を専攻しております。よろしく願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 清水委員でございます。

清 水 委 員 弁護士の清水です。よろしく願いします。

塚本住宅まちづくり課長 下村委員でございます。

下 村 委 員 どうぞよろしく願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 谷田委員でございます。

谷 田 委 員 大阪府の谷田ですよろしく願いします。

塚本住宅まちづくり課長 坪井委員でございます。

坪 井 委 員 株式会社ブレッシング代表取締役の坪井恵です。よろしくお願いいたします。  
ます。

塚本住宅まちづくり課長 中嶋委員でございます。

中 嶋 委 員 京都大学の中嶋でございます。私は建築と都市の歴史を専門にしております。よろしくお願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 山野委員でございます。

山 野 委 員 大阪府立大学高専の山野と申します。専門は土木と景観工学です。よろしくお願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 綿谷委員でございます。

綿 谷 委 員 大阪屋外広告美術協同組合の副理事長、広告景観委員長を仰せつかっております綿谷です。よろしくお願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 なお、若本（わかもと）委員におかれましては、ご都合により、本日はご欠席されるとご連絡をいただいております。  
委員の紹介に併せまして、本日の会議録の署名人についてお願いさせていただきます。本審議会においては、委員氏名の五十音順で議事録署名人をお願いしております。前回は、小野委員とご退任されました鶴島委員にお願い致しておりましたので、今回は北村委員と佐古委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。  
次に、本市の職員を紹介させていただきます。  
都市整備部長の山中でございます。

山中都市整備部長 山中です。よろしくお願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 都市整備部次長の井岡でございます。

井岡都市整備部次長 井岡です。よろしくお願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 住宅まちづくり課 課長代理の笠井 でございます。

笠井住宅まちづくり課課長代理 笠井でございます。よろしくお願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 最後に、私、住宅まちづくり課 課長の塚本でございます。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

それでは、まず、本審議会の開催にあたり、市を代表しまして、都市整備部長の山中より、ご挨拶を申し上げます。  
よろしくお願いいたします

山中都市整備部長 みなさま改めましてこんにちは。都市整備部長の山中でございます。委員の皆様方には、日頃より本市に、ご支援ご協力いただき、まことにありがとうございます。本日はコロナ禍の中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、昨年の本審議会の委員改選にあたりまして、快くご就任ご快諾いただきまして、厚く御礼申し上げます。今後引き続き景観づくりに取り組んでいきますのでよろしくお願いいたします。

さて、コロナ禍第六波ということで、いよいよ押し寄せてきた感がございます。そういった中でも、枚方市駅周辺は変わりつつあります。去年の8月に総合文化芸術センターがオープンいたしました。コロナ禍の中ですけれど順調な利用をしていただけている状況とお聞きしております。かたや市駅については再開発事業が進められており、京阪さんの高層ビルが建つ予定でございます。そういった中で、着実にまちづくりを進めていく状況でございますので、景観のアドバイザーという形で、芸術センターや京阪さんのビルについてもご助言いただいておりますのでございますが、皆様のご意見を聴きながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会につきましては、審議会の会長、副会長の選出について、屋外広告物の安全点検並びに特定区域に関する事項についてご意見をお伺いさせていただきたいと考えております。また、合わせまして、本市における景観に関する取り組みについてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

塚本住宅まちづくり課長 ありがとうございました。

次に、本日お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

事務局 資料について説明

塚本住宅まちづくり課長 それでは、議案にうつらせていただきます。議案第1号の「審議会の会長及び副会長の選出について」です。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づいて事務局より説明

塚本住宅まちづくり課長 それでは、議案第1号、会長及び副会長の選出についてお諮りしたいと思います。会長に立候補または推薦される委員はおられますでしょうか。おられないようですので、私のほうからご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

全 委 員 (異 議 な し)

塚本住宅まちづくり課長 それでは私のほうから推薦ということで、長らく本審議会の副会長として務めていただきました、下村委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

全 委 員 (異 議 な し)

塚本住宅まちづくり課長 ありがとうございます。それでは、この後の議案の進行につきましては下村会長をお願いしたいと思います。それでは、下村会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

下 村 会 長 はい、みなさまのご推挙によりまして、会長職を務めさせていただきます、大阪府立大学の下村です。

枚方市とお付き合いしてずいぶん長くなっております、淀川という大河川があり、天野川やその他、二級河川といった水辺環境や、住宅地、丘陵地といった多様な地形があり、そこでの街の成り立ちや、これからの街の方向性も異なる。そういった中で景観的な指導をする意味は非常に大きいと考えております。

また、先ほどお話がありましたように駅前は今からどんどん変わっていきます。私もこれまでお手伝いさせていただいておりますが、この規模の都市再開発が駅前で行われるというのは、府内でも珍しいと思います。隣の市でもお手伝いさせてもらってはいますが、ここはすごい規模でされています。

また、くらわんか船で有名な枚方宿といった歴史的な場所があり、そういう形で多様な地域が存在する市でございますので、その場所に合った屋外広告物を含め、景観審議会の役割は大きいと考えております。

是非、皆様にご協力いただき、本市の景観行政に少しでもお手伝いできるようご尽力させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続いては、副会長の選出について進めさせていただきます。

建築のご専門の京都大学の中嶋教授に副会長をお願いできればと思います。みなさまいかがでしょうか。

全 委 員 (異 議 な し)

下 村 会 長 はい、ありがとうございます。中嶋委員に副会長をお願いいたします。それでは中嶋先生に一言お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中 嶋 副 会 長 ただいま、下村会長よりご指名をいただきました、京都大学の中嶋です。私、今回から初めて入らせていただいて、副会長ということで、まだまだ勉強が足りなくて、皆様に教えていただくこと、また勉強しないといけないことがあると思っております。

枚方市様とは京阪沿線で学生のころから生活をしておりまして、京阪電車に乗ってずっと枚方市を長い距離、30年くらい街の変化を見てまいりました。先ほど下村先生からありましたように、最近ますますの都市化、駅前の整備が進んでいるなどというのが実感として思っております。

また、私は枚方市様とは枚方宿で大阪府様が開催されていた、石畳と淡い街灯まちづくり支援事業の選考に係らせてもらって、歩かせていただいたことや、市のプレゼンや東屋等拝見しております。淀川があり、歴史的な街道があり、あと田園地帯もあり、色々な環境に恵まれた住宅地、商業地というイメージを持っておりますので、勉強させていただきながらこの枚方市の景観に関わらせていただくことを本当に楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

下 村 会 長 はい、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事次第に沿って進めさせていただきます。本日は会長、副会長選出以外に審議案件が2件、報告案件が1件ございます。審議案件の議案第2号に入らせていただきます。屋外広告物の安全点検に関して事務局より説明をお願いします。

事 務 局 資料に基づいて事務局より説明

下 村 会 長 はい、説明ありがとうございます。それではただいまの説明に関しまして、意見・ご質問をお願いしたいと思います。スクリーン戻していただいて、どこに変更あったか出させていただきますながらご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

綿谷委員 屋外広告の組合の綿谷です。

今まで安全点検技能講習修了者として当組合のほうで進めてきましたのは、点検する者が知識を持っているかどうかという点です。今まで屋外広告業の届出をされている方の1部は、屋外広告物講習会の講習を受ければ屋外広告業の届出が出せ、それで業を行えてしまい、知識がないに関わらず、点検できてしまう状況でもありました。それでは危険な状態を防げないということで、屋外広告物の点検技能修了者という経験が一定年数必要であり簡易なテストを行った結果で認定されるものなのでこれは非常に意味のあることだと思っています。

また、ひとつ気になっている点としては、点検されているもので許可を受けているものは、市のほうでも把握されているので、点検させることは可能かと思います。一方で許可を受けていない看板も現実存在し、その点検の義務化がこれからの課題だと思っていますので、併せてお考えいただければと思っています。以上です。

下村会長 はい、ありがとうございます。

講習を受けた方というふうに、点検者の数を増やす。広告物の数が多くなっていきいているというのが、根拠になると理解しております。今の賛成のご意見をいただいて、チェックする人たちの専門的な知識の必要性についてご説明いただいたわけですが、課題があることに関して、ご意見ある方いらっしゃいますか。

無許可ですとか、不適合とかについては、どこの市でも多数ある話で、本市の監督で見直すという話は、かなりの件数があるかと思っていますので、なかなか難しいとは理解しておるんですが、その方々の無許可で設置後一定期間経過した既存の広告物の流れとして、無許可の方が新規に申請されるというのは、やり直しや修正の時でしょうか。

事務局 今まで申請自体を知らなかったという場合もございますし、行政から指導を行う中で、新たな申請でてくる場合もございます。

下村会長 そういことですね。

既存不適合に関しては、右のほうを推進していくしかないかなと思っておるんですけど。

事務局 そうですね。無許可や無届を許容していくという考えではないですが、一定期間設置された広告物の申請が出てきたときに、その安全性の確認をしていかないといけないということで、設置されて一定期間経っているものにつきましては、安全点検の報告の提出を義務付けていきたいと考えて



おります。

下 村 会 長 ありがとうございます。

課題は先ほどお話いただいた通りなのですが、それ以外でも結構ですし、関連事項についてでも結構でございますが、いかがでしょうか。

事 務 局 綿谷委員からもご指摘ありました、無許可・無届、それ以外にも違法な掲出をしている広告物、そういったものが枚方市内全域において一定数あることは我々行政にとっても認識している所ではございます。条例の中でもすべての屋外広告物については、管理者を設置して、その管理者が適切に管理しなければならないとなっておりますので、行政としても色々な場所において、その指導というのは現在も続けている所でございます。また、話にもありましたように4mを超えるものについては、点検結果報告を求めるものとしておりますし、あと行政としましては、定期的にエリアは限定していますが、大広協さまと連携を図りながら、パトロール活動を行っております、そういったところに出てきた不適切な広告物、無許可の広告物がありましたら、そのビルのオーナーや所有者の皆様のように、強く指導を行っていくような状況でございます。

下 村 会 長 はい、ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

谷 田 委 員 はい、細かいことですが、更新の許可を非常にしづらくなると思うのですが、一つ目の場合ならやり直しをさせるのか、どの程度までシビアに見ていくのかというのが気になるところです。

下 村 会 長 その点についてはいかがでしょうか。私も気になっていたのが、チェックリストが多岐にわたっていて、チェックした段階で、問題なしであればいいのですが、だめだというチェックが出てきた場合、改善命令で終わらせるのか、これは更新できない、若しくは設置できないのか、それは対話型で修繕させる措置をされて許可に結び付けるのか、その期間にも問題があるかと思えますし、民間ですと時間が求められるので、月に一度集めて実施するとかいうタイミングでもしんどいかもしれない。

今のご意見がありましたように、チェックリストというのは目に見えるものとして非常にいいとは思いますが、だめな場合どうするかといった判断についてご説明がなかったので、ご補足いただけますでしょうか。

事 務 局 はい、まず、異常があった場合ですが、提出された書類等で確認した結

果異常がある場合は、当然、事業者様のほうに口頭または書面で改善をお願いする形にはなると思います。必要に応じて、職員のほうも現地に確認に行き、是正が確認されるまでは、やはり許可はできないという形をとっていきたいと考えております。

下 村 会 長 はい、ありがとうございます。

景観業務は、法令上執行できるんですけど、お願い事項が多く、事業者へのアドバイスの終わることが多いのですが、この件に関してはしっかりされるということで、安心しました。今まで無許可でやってこられた方が、申請を出すときにそのようなハードルがあると、申請しにくくなるんじゃないかという懸念があったんですが、そのあたりはしっかりやっていくということで、周知していくということでよろしいでしょうか。

事 務 局 はい。

下 村 会 長 はい、ありがとうございます。確かに大事なことだと思います。他にどうでしょうか。

山 野 委 員 こちらの図を出していただきたいのですが、資料2-1です。  
こちらですが、文章のほうでは表示面積が7㎡を超えるがありますが、下の図のほうでは表示面積の合計とありますが、この合計というのはどのように解釈すればよいのでしょうか。

事 務 局 今回、屋外広告物の表示面積ということで、7㎡を対象にさせていただいております。こちらはよく許可の中で、屋外広告物の敷地内の合計というものがあるんですけども、今回は1個1個の単体についての面積要件ということになります。合計ということで書いたのは、見附の面積で行く場合と、複数面あった場合、2・3面の合計面積でいく場合、誤解がないようにということで、合計面積と書かせていただいております。ですので、例えば7㎡というのは2面ありましたら、3.5㎡・3.5㎡合計7㎡ということになれば、こちらに該当しますよということで、単体で複数面あった場合は合計ですよと、1個当たりの面積というのに誤解がないように合計ということを足らせていただいております。

山 野 委 員 例えば図の中で、縦型垂れ幕セールとありますが、あれが例えば二つで合計ということになるのでしょうか。

事 務 局 単体で見させていただいておりますので、垂れ幕については1個あたりが

7㎡かどうかという判断をさせていただいております。

山 野 委 員 右側の3mかける3mの正方形が並んでいるものがありますが、あれが例えば、1㎡でつながっていたらどうなるのでしょうか。

事 務 局 こちらも、構造にもよると思うのですが、下の盤面で一体の広告物になっている場合があります、そうなれば1個という判断にさせていただいています。今回、想定で書かせていただいているのが、独立式ということで、1つの盤面のものが9つ並んでいて、それぞれが壁に独立してついている独立という想定をしているものを書いているんですが、この場合ですと1個あたり7㎡を切っていることになります。

山 野 委 員 あのパネル9枚を支える金具が、9枚を1つの大きいものがついている場合はアウトということでしょうか。

事 務 局 そうですね、1つとして見させていただいています。それが7㎡を超えていけば点検の対象ということになります。

山 野 委 員 はい、わかりました。

下 村 会 長 はい、ありがとうございます。

設置にもかかわるんですけど、見附で何割とかいう決まりは、見えてる面で、屋外広告物の面積要件というのは本市ではお持ちでしたでしょうか。

事 務 局 はい、本市の場合は、見附ではなくて合計面積を表示面積とさせていただいています。

下 村 会 長 はい、ありがとうございます。3.99mのものがたくさん出てきたら困るなというところではございますが、他に質問ありますでしょうか。

今回は設置というよりも、新設、若しくは既存の広告物の安全点検に関する要件でございましたが、そのあたりのご意見をいただくことになろうかと思えます。いかがでしょうか。

1番目の屋外広告物点検技能講習者、これは先ほど申し上げましたように、屋外広告士の方だけではキャパが足りないというのがベースにあるため、改正をかけたと認識しております。あと安全点検につきましては、点検チェック表を導入し、窓口業務的にはなるかもしれませんが、チェックした時には改善を指導いただいて、許可はそれまで出さない、点検状況は

それと写真を添付していただく、3番目を含めてですね。こういったきめ細やかなチェックをしていただく。実際、設置される方にとっては、だいぶ厳しくなるような印象は持たれると思います。枚方市は、厳しいよといったところがだんだん染みついていけば、設置される方に関しても色々と考えて、しっかり対応されるのではないかなと思います。最初、1～2年、数年は窓口を頑張っていたかかないといけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

面積表示が4mという高さ制限だったところにメッシュ制限をかけ、7㎡というところに基準を設けるということでございます。

審議案件ですので、スケジュールもありましたように、ここでOKが出れば次へ進んでいきますので、このあたりもう少しご意見いただき、皆様に承認いただかないといけないと存じています。いかがでしょうか。

不適合というものや、違反がある中で、できるところからしっかりやっていきたいというのが主旨かと思ひますので、それでは皆さんにお伺ひしたいと思ひます。

本件に関しまして、承認するというところでよろしいでしょうか。

全 委 員 (異 議 な し)

下 村 会 長 はい、ありがとうございます。

ではまず、議案第2号については審議及び承認するというにさせていただきます。

引き続きまして議案第3号でございます。「屋外広告物の特定区域に関する事項の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

事 務 局 資料に基づいて事務局より説明

下 村 会 長 説明ありがとうございます。特定区域を広げる案件でございます。現在のところ市街地再開発事業で、今まで第二種住居地域、近隣商業地域であったところを商業地域に編入するというを行っているわけですね。それから面積要件にかかわってくる所もございますが、そのなかで15mよりも高い所には屋上広告物を出せない。こういうところの面積拡大がしたいという市の案件でございます。何かご意見いかがでございますでしょうか。

この高度地区の指定などで高さ制限がかけられておられるんですね。

事 務 局 特にございません。

下 村 会 長 特に無いんですね。ですので、建蔽・容積で高さが決まってくるということですが、いかがでしょうか。

谷 田 委 員 先ほど、面積が広告物1つずつなのか、敷地全体合計で7㎡なのか、その辺をはっきりしておかないと非常にわかりづらいことになるんですけども。1つの敷地で7㎡とせず、個数制限をしないのであれば非常に乱雑に出てくる可能性があるんですけども、その辺をどう判断するのか。

会 長 はい。いかがでしょうか。

事 務 局 非自家用広告物については個別に対して7㎡という規制を設けていくものでございます。

会 長 建物単位ということですね。敷地単位ではなくて。

事 務 局 1個あたりですね。広告物1個あたりとういことです。

会 長 それがこの文章の条文でわかるのかというご指摘かと思いますが。

事 務 局 例えば、自家用広告物につきましては、許可を要する要らないという判断を敷地内の屋外広告物の合計面積が7㎡を超えるかというところで、現在、事務をさせていただいております。そういった場合につきましては、許可の対象としては、敷地内にある広告物が7㎡を超えれば全ての合計面積を算出させていただいて、それに対して我々が許可をするといった事務をしています。自家用以外の広告物を非自家用広告物と呼ばせていただいているんですけども、非自家用広告物につきましては敷地という概念がありませんので、例えば野立て看板であれば、1個単体で許可申請が出てくるということになってますので、その物に対しての面積ということで、今回規定させていただいているのは、その単体にかかるということで考えております。

下 村 会 長 はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。きちんとそのあたりご指導していく必要があるかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかいかがでしょうか。

中 嶋 副 会 長 現行からの改正ということなので、急に厳しくするのはどうかというところとかもあるのではと思ひますが、例へば、今のお話にあつた屋外広告

物の非自家用の場合、建物の高さの2/3まではいけて7㎡以内がつけられるということは縦に長ければ、いっぱい並ぶということも考えられるわけですよ。それだと適合するということになると思うので、大阪市のミナミのあたりでそういう非自家用の広告がいっぱいついてある小さい建物が沢山ありまして、そういうことには枚方市の場合にはならないであろうとは想定されるのですが、基本厳し過ぎるのはどうかと思うのですが、そういう事態もあるということ念頭に置いて、状況を見てもう少し厳しくするなど実状に合った形に進化させていくということも、もしかしたら必要かなというような気がしております。

下 村 会 長 はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

私もアドバイザーを他の自治体でやらせていただいている時に屋外広告物が出てくるんですけど、建物単体、若しくは独立で出てくる場面以外に、敷地の一部に小さな小屋の様な建物を簡易に建て、そこに張り付ける。そういう裏技をとってくる業者さんとかが出てきて、色々抜け穴を探してこられます。面積も含めて、同一自家用広告物に対しては同じ面から複数見えない若しくは2個くらいにしといてねとしておけばだいぶ治まると思うんですけども。個数制限はなかなか難しいんですけども、それが一つです。

大阪府も大阪市も景観行政立ち上げの時からずっとお手伝いさせていただいて、淀川から500mの範囲を最初の方に景観形成区域に指定させていただいています。そのなかで問題になってきたのはデジタルサイネージで、これをどう扱うのが課題になってここ10年ぐらいです。内容にもよるんですけども大都市の地価が高く、視認される頻度の高い所はサイネージの担保ができるんですが、これを大阪市でも御堂筋線沿線で結構悩んだ時期があります。ソフトを変えれば何度でも屋外広告物が出せるんですよ。その色基準をどうするのかとか、それが7㎡以下で許可不要になる。現状は出てこないと思いますが、今後、駅前が非常に活性化してくると、そのくらいのインフラを整備してもペイするかもしれないという時期がもう少しで来そうな気がしてるんです。枚方市の駅前も、今後7㎡の面積基準でサイネージを7㎡で作られると、発色含めてかなりインパクトが出てくるんです。ですから、今からというわけではないんですけども、数年先には少しそういうとこまで踏まえながら、考えていく必要がある。そういったところで、大阪府も大阪市も色々情報をお持ちなので、色々集めながら、後追いにならないよう、先に出てやるのがいいのではないかと思います。

この特定区域もそうなんですけど、区域内には15m、建物でいえば5階建て程度で、それより高い商業施設や住宅系がくる可能性が高いので、屋上広

告物は貼れないということを事業者さんにも理解して入っていただかないといけないので、情報を早く公開するような形でないと後のトラブルのもとになろうかと思しますので、そのへんしっかりと対応していただく必要があろうかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

特定区域を広げたいという、商業区域全部均一にしたいという御意見でございます。

特によろしいでしょうか。

全 委 員 (異 議 な し)

下 村 会 長 本件につきましては、委員会としては承認するというにさせていただきます。

ありがとうございます。

予定している審議案件は以上でございます。後残しているのが、報告案件として1件でございます。

報告第1号「枚方市における景観に関する取り組みについて」事務局から説明をお願いします。

事 務 局 資料に基づいて報告

下 村 会 長 はい、ありがとうございます。

報告案件でございますが、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

本市におきましては、様々な取り組みを実施されてきて今回はこの審議会にてご報告があったというような流れではございます。

歴史まちづくりの中では協議会を設け、そこで報告なんですけど、それをPDCAのチェック方法として、次への展開へと生かすということで、もう少し詳しく内容説明されたりする場合もございます。今日は報告案件ということでございますので、私たちは報告を聞いてという感じではあるんですけど、今回は広告物の話がありましたけども、景観に対する事業や取り組みとしてマスタープランや計画をつくる以外でも、この審議会を上手く使うのであれば、年の最初にやって、年の最後は結果報告、そして事後評価を行う。それを受けてPDCAを回していくような何かうまい仕組みを考えられるともっと審議会の方が活性化するかと思えます。報告だけでは申請件数が少ないので、頑張って多くしてねとは言えませんし、民間の動きですので、なかなか扱いは難しいのですが、勿体無いような気がします。

せっかく色んな分野から委員の皆さんに出席いただいておりますので、

色んな知恵を活用できるんじゃないかと期待できますので、一度検討して頂けたらと思います。

何か委員の皆さんのなかでご意見ありますでしょうか、ご質問でも結構です。

綿谷委員 意見ということではないのですが、先ほど会長からお話のあった、デジタルサイネージの件ですが、デジタルサイネージが増えてきているなかで、雷電対策ということがされてないように思います。普通の看板は電気が消えても見えているので景観に差し支えはないと考えますが、サイネージの場合は、消えたり、一部だけついていたりと非常に景観を損なってしまう傾向があると思います。サイネージを付ける際の規制など考えていかなければならないと思います。その1つとして普通の家庭や病院などでは雷電対策当然あるものだと思います。しかし看板に対しても特に規制もなく雷電対策も、これから必要ではないのかと思います。

下村会長 はい、ありがとうございます。

設置のみならず、雷による液晶の不具合が発生する等、色々出てきてからということでは、対応が遅れます。どこか大きいところでは設置面積だけでなく設置の高さを低めたりしようかというような話を当時やっているので、少し情報を集めておいていただいて、早急にというわけではないと思いますが、どこかの段階で規制項目増やしていくことが求められるかなと思います。

あとは、市街化調整区域のなかで太陽光パネルというものは工作物ですので、すぐ作れるのです。最近、ブルーよりも更に無彩色系のものが増えてきているので、だいぶましにはなっているんですけども、周辺地域の調整区域あたりのところで、山の斜面があったら必ず狙われるところなんです。本市の立地位置、ロケーションを考えるとその辺りが微妙な位置関係で、本市はそれほど調整区域の中に太陽光パネルというものは少ないとは思いますが、早く対応を決めたところも実はありますので、色んな情報を集めていただき、条例化するのはなかなか難しいとは思いますが、施策展開を要綱かガイドラインかに早めに手立てを打つようなことを考えていかれることをお勧めしたいと思います。

賑わい性と静かな田園と両方持つのはいい事なんですけど、今ありましたサイネージの話や太陽光パネルなどの障害する要因が出てくるわけで、それぞれ先ほど冒頭に申し上げたように、地域ごとでどんな景観を目指すか、その辺りを早い目に想定して、次回いつごろ景観形成基本計画を見直しされるのかわからないのですが、だいぶ経ってきてるとは思いますので、その辺りを色々頭ひねっていただけたら、この審議会も活性化してい



くかと思えます。

何か全般通じてせっかくの機会ですので。ご意見ないでしょうか。

まずは、今回の景観に関する施策の取り組みにつきましては、特にご質問はないということで報告案件として終了させていただきたいと思えます。本当はここでしめるのですが、せっかくですので何かもし委員の皆様がお気づきの点や、これからのことも踏まえて何かご意見いただいて事務局に検討していただくということにさせていただければと思えます。その他、事務局から何かありますか。

事務局 この後、事務連絡が1件だけございます。

下村会長 はいどうぞ。

坪井委員 坪井でございます。

シェアでデジタルサイネージ、本社の下に取り付けまして、すごくメンテが掛かるということに気づきました。当時、しっかりと保険に入らせていただいていたので、何か不具合が起きましても保険で対応しておりますが、豪雨の後とかには画面が何も映らない状態になってしまうとか、音が出るものですから、昼間の音と夜の音ともすごく音の大きさがやはり静かにしている時と昼間とでは違うということに気づきました。自分たちの会社でそれができる状況にあるので、しっかりと管理しなければ、先ほど会長が仰っていたように問題になると思うのです。それが高いところに設置されていると、メンテをしっかりとしない業者ももしかしたら出てくるかもしれません。なのでそういうところを中嶋副会長もおっしゃったようにこういう改正の時にしっかりと厳しめに条例を作るとか厳しめな文面が書いてあれば、設置する側も責任というところをしっかりとると思えますので、それをシェアさせていただきました。以上です。

下村会長 はい、ありがとうございます。

もう下がっているかもしれませんが、イニシャルと運営コストがだんだん下がってくると思えます。それほど都心部だけでなく中核都市でも出てくる可能性が高いと思っています。

ここちょっとの間くらいに色々情報収集していただければと思えます。

設置面積、規模の問題と高さの問題で、中に入れる情報をどう制限していくのか、その辺りが大きな要因となってくるかと思えますので、もちろんメンテナンスの面もそうです。一応、提案ですし大変かと思えますので、やりますという答えは特に必要ございません。

事務局 本日は大変貴重なご意見ありがとうございます。今回に関しましては、従前からの規制内容についての見直しということで、安全点検の見直し、特定区域の変更ということで案を出させていただきました。

今日、色々ご意見いただいた中では、会長からも仰っていただいた色彩の話でありますとか、デジタルサイネージなど、我々としてはまだ着手できていませんので、色々な課題があるというところではございますが、今日いただいた内容というのは大変重要なことだと受け止めておりますので、いただいたご意見を参考に今後も良好な景観形成に向けて取り組んでまいりたいと思います。

下村会長 はい、ありがとうございます。

なにかその他でお気づきの点ありますでしょうか。

もしなければ、今日の審議案件、報告案件すべて終了いたしました。

それでは、委員の皆さんご協力ありがとうございました。これで本審議会は終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

それでは議事進行を事務局に返したいと思います。

事務局 はい、事務局より、3点事務連絡がございますので、お伝えいたします。

1点目ですが、今回初めて審議会に出席していただいた委員におかれましては、委員報酬の支払いの関係から、マイナンバーの確認をさせていただく必要がございます。事前にお送りしております「個人番号記入用紙」をお帰りの際に事務局にて回収させていただきますのでよろしくお願い致します。

次に2点目ですが、事務局にて議事録の案を作成いたしますが、作成出来次第、各委員へメールにて議事録の内容確認のお願いをさせていただきますので、その際にご確認をお願い致します。

最後に3点目ですが、今回の審議会の議事録署名人として北村委員と佐古委員にお願いしておりますが、議事録の内容確認が出来次第、郵送にて議事録への押印をお願いいたしますので、同封する返信用封筒で事務局へ返送をお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

それでは最後に本市を代表しまして、都市整備部次長の井岡より閉会の御挨拶をさせていただきます。

井岡都市整備部次長 はい、会長の下村様、副会長の中嶋様をはじめとして、本日は委員の皆様、大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。本日、審

議いただきました、屋外広告物の安全点検と特定区域に関する事項につきましては、令和4年度に実施していきますように必要な手続きを進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

先ほど皆様からご意見をいただいていたのですが、枚方市駅は大きく変わっていくという話がありました。枚方市は、市駅だけではなく、北部のほうでは新名神高速道路が作られております。京阪電車のほうも枚方公園駅のほうから、寝屋川市のほうに渡って、連続立体交差事業も進めております。そして、市内のほうでも組合施行のまちづくりというのも進んでおりますので、まだまだ、枚方市の様相というのも変わってくるのかと思います。そうしますと、やはり多くの課題のある事業となりますので、景観という点で皆様のお力をお借りしなければいけないと思います。そして、話にありました、デジタルサイネージ等の新しい技術にも対応していく必要があるかなと感じております。担当課長のほうも、審議だけでなくそういったことも検討していくと決意表明を皆様にさせていただいておりますので、どうぞご協力いただきまして、審議会の役割についてもご検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞ皆様のご協力をよろしくお願い致します。

最後になりましたが、新型コロナウイルス、なかなか難しいところではございますが、皆様におかれましてはご健康に憂慮なさいますよう、よろしくお願い致します。以上で、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

事務局 それではこれにて閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。